

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 34 号 2015 年 4 月

HEADLINE

本号では当財団が石川国際民商事法センター、北國新聞社、法務省法務総合研究所国際協力部と共催して平成 27 年 3 月 5 日（木）に北國新聞交流ホールで開催された「平成 26 年度 東南アジア・ベトナム 法整備支援 20 年の軌跡」を取り上げました。

本セミナーでは、まず、ベトナム司法省前次官で、ベトナム司法省上席専門家のホアン・テェ・リエン氏に「ニッポンの支援を振り返って」と題してご講演いただき、その後、金沢のご出身で、TMI 総合法律事務所ハノイオフィス日本国弁護士を務めておられる小幡葉子弁護士に、ベトナムの法律や投資環境についてご講演いただき、最後に、法務省法務総合研究所国際協力部教官の川西一氏をコーディネーターとして、リエン氏、小幡弁護士、財団監事の本江氏をパネリストとして、パネルディスカッション「法整備支援の現状と展望」を行いました。

(目次)

- | | | |
|----------------------------------|--|---|
| 1、開会挨拶 | 石川国際民商事法センター会長
公益財団法人国際民商事法センター監事
法務総合研究所国際協力部教官 | 高澤 基…………… 2 ページ
本江威憲…………… 3 ページ
甲斐雄次…………… 4 ページ |
| 2、講演 1 「ニッポンの支援を振り返って」 | 講師：ホアン・テェ・リエン氏（元ベトナム司法省次官）…………… | 5 ページ |
| 3、講演 2 「ベトナム投資の法的環境」 | 講師：小幡葉子氏（TMI 総合法律事務所ハノイオフィス日本国弁護士）…………… | 10 ページ |
| 4、パネルディスカッション 「法整備支援の現状と展望」…………… | コーディネーター 川西 一 法務省法務総合研究所国際協力部教官
パネリスト ホアン・テェ・リエン 氏
小幡 葉子 弁護士
本江 威憲 公益財団法人国際民商事法センター監事 | 16 ページ |

(添付資料)

- | | |
|--------------|----|
| ホアン・テェ・リエン 氏 | 資料 |
| 小幡 葉子 弁護士 | 資料 |

(司会) ただ今より、石川国際民商事法センター、ならびに法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター、北國新聞社主催の「平成26年度 東南アジア・ベトナム 法整備支援20年の軌跡」を始めさせていただきます。

まず初めに、主催者側を代表して、石川国際民商事法センター会長の高澤基北國新聞社社長より、ご挨拶をさせていただきます。

開会挨拶

高澤 基 (石川国際民商事法センター 会長)

本日は、たくさんの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。主催者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本セミナーのタイトルは「東南アジア・ベトナム 法整備支援20年の軌跡」となっています。国際民商事法センターは、1996年(平成8年)年3月、アジア諸国の民事、商事に関わる法律の制定や運用、さらには法曹の育成を支援し、市場経済への移行を後押ししようという思いから、東京で設立されました。私どもの石川国際民商事法センターは、東京のセンターが設立された後、法務省法務総合研究所からの要請もあり、石川県の民間レベルでも微力ながらその活動を支えようということで、全国で唯一の地方組織として、同年12月に設立されました。石川、東京ともに、今年がその活動を開始してからちょうど20年目になります。20年前の設立当初から今日に至るまで、アジア諸国からの研修生の受入など、国際経済取引の相互理解を図るためのさまざまな取組を行ってきました。県民の皆さまにも、こうした活動の内容や、アジア諸国の実情についてお伝えする機会をつくりたいということで、年1回、一般公開の金沢セミナーを開催しています。

本日のこのセミナーでは、ベトナム司法省の前次官であるホアン・テェ・リエンさんと、金沢のご出身で、現在はTMI総合法律事務所ハノイオフィス日本国弁護士を務めておられる小幡葉子さんをお招きして、ベトナムの法律や投資環境についてご講演いただく予定です。

ベトナムというと、われわれの世代にとっては、ベトナム戦争、中国との中越戦争、さらにはその後の経済制裁という苦境、そうしたさまざまな困難にめげることなく、1980年代後半以降、少しずつ国際交流の幅を広げ、経済を建て直し、発展してきたという印象があります。そして近年は、市場経済に順応して著しい成長を続けていると考えています。

日本貿易振興機構(JETRO)によると、ベトナムの人口は日本の7割程度の約8900万人、名目GDPは約1700億ドル、1ドル=120円のレートで日本円に換算すると、約20兆4000億円となります。日系企業はキヤノン、パナソニックといった大手企業から中小企業まで約1300社が進出し、石川県からも10社前後の企業が進出しているそうです。ベトナム国民の多くは仏教徒といわれ、勤勉なことでも知られています。日本との関係も大変良好で、投資や経済連携協定が結ばれています。今年1月5日付の北國新聞に、首都・ハノイに日本のODAで「ニャッタン橋」という名前の大きな橋が建設されたという記事が載っていました。この橋はベトナムと日本の友好の懸け橋とも呼ばれているようで、こうした両国の良い関係が続いて、共に発展していければと思った次第です。

ご存じのとおり、ベトナムは社会主義の国です。日本とは統治の形態が異なるために、社会構造や生活習慣にさまざまな違いがあることも事実です。本日は、ベトナムの法律の専門家であるリエンさんと小幡さんのお二人から、そういった日本との違いという点についてもお話を頂きたいと思っています。そして、パネルディスカッションでは、両国の良好な関係がこれからも続いていくように、支

援の在り方などについて議論を交わしていただければと考えています。

最後になりましたが、今回の金沢セミナー開催にご協力いただきました法務省法務総合研究所の皆さん、公益財団法人国際民商事法センターの皆さん、そして石川国際民商事法センター会員の皆さん、それから関係する皆さんに心から御礼を申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(司会) 高澤会長、ありがとうございました。

続きまして、当センターの生みの親ともいえ、当センターの顧問もお務めいただいている本江威憲公益財団法人国際民商事法センター監事より、ご挨拶をさせていただきます。

本江 威憲 (公益財団法人国際民商事法センター監事)

本日は、「東南アジア・ベトナム 法整備支援20年の軌跡」と題して石川セミナーを開催しましたところ、たくさんの方にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本セミナーは、毎年開いていますが、初めてご出席される方もいらっしゃるかと思いますので、若干経緯を申し上げます。1990年ごろ東西対立が終了し、旧社会主義国が市場経済を導入することになりました際に、民法をはじめ民事訴訟法、商法、倒産法、その他民事関係の法律を整備しないと、東南アジアの発展途上国に投資してくれる国、取引してくれる人がなかなか入って来てくれないという状況が判明して、東南アジアのいろいろな国から日本に対して民法等を教えてほしいという要請がありました。

それを受けて、1995年ごろ、法務省はベトナムをはじめとする東南アジアの国々に対して法整備の支援をしていくことを決定しました。実は日本もちょうど100年前、明治になったときに、民事関係、刑事関係の法律がなく、法整備に大変苦労しました。フランスやドイツなどの先進国に学び、多くのことを教えてもらって法整備を進めていきました。その苦しみを知っている日本が、今度は恩返しのためで発展途上国を支援していくことを決定したわけです。その後、ベトナムは大いに進展し、今や発展途上国とは言えない立派な大きな国になりました。

しかし、アジアの中には法整備をしなければならない国がまだまだたくさんあるということで、高澤社長がお話しになったとおり、1996年に東京に国際民商事法財団を設立し、法整備支援を始めました。その後、法務省の法務総合研究所内に国際協力部という国の機関ができて、現在は国と一緒に法整備支援を進めています。

私は、1996年4月に金沢地方検察庁の検事正として赴任してまいりました。初めて金沢に参りましたときに、東京や大阪とは違い、それほど大きな街ではないけれども、非常に緑の多い、伝統と歴史に支えられたこの金沢こそ、外国の人に見てもらいたいという気持ちになりました。それと同時に、いろいろお聞きしていると、石川県には、非常に優れた先端技術を持つ企業がたくさんあり、製品を外国に輸出している、あるいは国際取引をしていることを知りました。それならばこの金沢の地に国際民商事法センターの地方版をつくらうのではないかと思いついたわけです。当時、北國新聞社の専務だった高澤社長と、今は会長になっておられる当時の飛田社長にお願いして、石川県の企業に集まっていただいて資金を作り、そして石川国際民商事法センターを設立したわけです。

以来、毎年この時期に、いろいろなテーマでこのような一般公開のセミナーを開催しています。シンガポールやクアラルンプールなどで活躍している日本の弁護士の方に来ていただき、それぞれの国の法律事情を石川の皆さんにお伝えするセミナーを開催したこともあります。そして、東京の国際民

商事法センターのほうでは、アジア諸国の方々を迎え入れて、今、年間13～14本というたくさんの研修を行っていますが、その都度たくさんの情報が入りますので、これを機関誌に掲載して、それを石川国際民商事法センターの会員になっていただいている企業にお配りし、アジアの法律事情について、皆さん方に発信しています。始めてから今年でちょうど20年ということで、記念事業として、本日、このような公開セミナーを開催することになりました。

今日、ご講演を頂くホアン・テュ・リエンさんは、ベトナム司法省の次官を長くお務めになり、ベトナムの基本法の整備をはじめ、最近では経済法の立法等にもずっと関わっておられます。ベトナムの法整備に非常にお詳しい方ですので、この20年間にわたる日本とベトナムとの法整備の関係についてお話しただけないだろうかとお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、本日のこの会のためにわざわざ来日してくださいました。

また、本日お招きしている小幡葉子先生は、今、高澤社長からお話がありましたとおり、日本の弁護士の方で、現在はハノイで、ベトナムに進出し、投資し、あるいはベトナムと取引する日本企業の手助けをしておられます。本日は、ベトナムの法事情について、詳しいお話が聞けるものと楽しみにしています。

この20年間、石川国際民商事法センターを、事務局としてずっと支えてくださったのは北國新聞社です。この席をお借りして、北國新聞社に対しまして心から御礼を申し上げます。どうか、せっかくの機会ですので、ご静聴いただきまして、後でお二人と名刺交換等もしていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

(司会) 本江監事、ありがとうございます。

続きまして、法務省法務総合研究所国際協力部の甲斐雄次教官より、ご挨拶をさせていただきます。

甲斐 雄次 氏 (法務省法務総合研究所 国際協力部 教官)

本日はお忙しい中、多くの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。このたびは、石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター、北國新聞社との共催により、このような盛大な会を開催することができましたことに、心より感謝を申し上げます。

私ども、法務省法務総合研究所においては、1994年から独立行政法人国際協力機構（通称・JICA）のプロジェクトに協力するなどしながら、ベトナムをはじめとして、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ネパール、東ティモールなど、アジア諸国に対する法制度整備支援を幅広く行ってまいりました。この間、多くの関係者のご尽力の下、国の実情・ニーズに応じたきめ細やかな支援を実施し、着実に実績を積み重ねてまいりました。また、支援対象国、支援受入国からも高い評価を得てきたところです。

また、近年は政府が法制度整備支援に関する基本方針を策定するなど、日本企業の海外進出を後押しするための貿易投資環境の整備という観点からも、この法制度整備支援が非常に頻繁に取り上げられるようになってきています。とりわけベトナムについて申し上げますと、わが国の法制度整備支援を開始した1994年以降、目覚ましい経済発展を遂げており、進出する日本企業も年々増加しています。従って、そのビジネス環境を支えるという観点からも、この法制度整備支援への注目度がますます高まっているところで、法務省としてもこの分野での支援にますます力を入れていきたいと思っております。

今回のセミナーでは、ベトナム司法省において、日本の法制度整備支援に長年直接関与していただ

いた元次官のリエン氏、それから法制度整備支援のベトナム現地専門家としての実績をお持ちで、現在はベトナムで弁護士としてご活躍の小幡先生のお二人に、ベトナムから遠路お越しいただきました。そして本日、これまでの日本の法制度整備支援による効果、それから現在のビジネス環境、あるいは今後の課題などについてお話を頂く機会を得ることができました。お二人のこれまでのご尽力、ご活躍にあらためて敬意を表しますとともに、本日お越しいただきましたことにあらためて感謝を申し上げます。

このセミナーが参加者の皆さまにとって貴重な情報共有と意見交換の場になり、実り多いものとなることを祈念いたしまして、簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(司会) 甲斐教官、ありがとうございました。

それでは、講演会を始めさせていただきます。まずお一人目の講師は、ベトナム司法省前次官で、現在はベトナム司法省上席専門家のホアン・テェ・リエン先生です。「ニッポンの支援を振り返って」と題してご講演いただきます。通訳は橋本孝さんです。よろしくお願いいたします。

講演1 「ニッポンの支援を振り返って」

ホアン・テェ・リエン (ベトナム司法省上席専門家、前司法省次官)

1. はじめに

高澤先生、本江先生をはじめ、川西教官、甲斐教官、そしてご来場の方々。まず、日本法務省のご協力の下、この重要なセミナーに出席することができて、大変感謝しております。また、ベトナムの司法省をはじめ、ベトナム政府およびベトナム国民を代表して、この20年間にわたる両国の法整備協力事業の成果を発表する場を設けてくださり、心から感謝します。

本日は、日本とベトナムの20年間の法整備協力事業についてご報告したいと思います。

2. 背景

過去20年間、ベトナムはさまざまな困難に直面しましたが、常にそばに親友である日本がいました。日本の貢献の役割は、大変高く評価されています。

この20年間の大きな成果として、三つ取り上げたいと思います。まず、集中的な資源配分と計画経済に代表される社会主義経済を断絶して、ドラスティックに力強く市場経済にシフトすることができました。また、低所得で後進的な経済から中所得経済にシフトして、貧困を脱出することができました。そして政治的な面では、日増しに人権を尊重する国になりました。その一つの具体例として、2013年、憲法に人権が明確に定められたことが挙げられます。これらの成果を挙げるには、繰り返しになりますが、日本の支援が不可欠でした。ベトナム司法機関職員およびベトナム全国民誰もが、日本の支援を容易に認識することができると思います。この場をお借りして、ベトナム国民を代表して、日本の法務省はじめ日本政府および日本国民の皆さまに心から深く感謝します。日本の支援はとても明白で、使途の制限がなく、とても有効性が高い支援でした。私は20年前当時、大臣の書記として働いていました。その後、法律研究所所長になって、最終的にはベトナム司法省の次官になりましたが、常に日本人の専門家の方と相談しながら、いろいろな問題を克服してきました。

私の報告は、三つに分かれています。まず1番目は、日本・ベトナム法整備協力事業の沿革とその概要です。2番目は、その支援、あるいは協力事業の効果と有効性。そして3番目は、これからの方

向性、どのように展開していけばよいかということです。

3. 法整備協力事業の歴史

3-1. 法整備支援プロジェクト

日越の法整備協力事業の歴史は、20世紀の最後の20年から始まりました。当時、ベトナムは、ドイモイという刷新政策を打ち出して実現しはじめており、法律面ではベトナムの最初の民法典の制定に着手していました。1981年に起案したのですが、国会を通過したのは1995年で、15年かかりました。

支援プロジェクトが始まった当初は、日本の専門家がベトナムに来て、どのようなニーズがあるか、どのような方向性で協力すれば効果が出るかについて討論しました。また、日本の民法を紹介し、市場経済を建設するためにどのような民法があればいいかについても伝授していただきました。森嶋先生は、1カ月の間に何度も日本とベトナムの間を行ったり来たりして下さったことを覚えています。

ベトナムと日本が「ベトナム法整備支援プロジェクト」に署名し、協力が正式に始まったのは1996年です。主にJICAプロジェクトを通して支援が行われましたが、その枠組みの外で各機関による直接協力も行われました。

このプロジェクトは、4段階に分かれます。フェーズ1は、1996～1999年です。当時は経済構造を市場経済にシフトし始めた時期で、その初期には市場経済とはどういうものか、どういうニーズがあるかといった市場経済に対する理解への手助けを求めています。例えば、株式市場や会社法、独占禁止法などの法人に対する処罰など、当時のベトナムにとってはまだ新しく、聞いたこともない分野でした。

この時期のメインカウンターパートは、ベトナム司法省です。ベトナム司法省がベトナムの法整備の中では大きな役割を持っていることは、ご承知のとおりです。全ての法案が政府から国会に提出される際には、必ず司法省が説明しなければなりません。要するに、首相の委託を受けて、政府が出した法律を国会で守る立場にあるわけです。そして、各代表、各議員から出た意見をまとめて、改正に反映します。

日本には、法律の起案にとどまらず、その後の執行もサポートしていただきました。例えば、1995年に民法が生まれても、そのガイドラインである通達などをどう発行するかについても、日本の専門家から大いに支援を頂きました。しかし、1995年当時、新しい民法には、まだ社会主義あるいは配給制度の爪跡がたくさん残っていました。

フェーズ2は1999～2003年で、市場経済へ力強くシフトしていった時期でもあります。2005年に、1995年に発行した民法を大きく改正しました。さらに、市場経済にとって不可欠な法律、例えば独禁法、刑事訴訟法、破産法、民事訴訟法、法規範文書発行法、商事仲裁法なども制定しなければならず、これらの法律の起案あるいは発行についても、日本の専門家のご支援を頂きました。このフェーズになると、司法省だけでは少し狭すぎるということで、カウンターパートの対象を最高人民裁判所と最高人民検察院に広げました。なぜならば、法律を執行するために裁判所と検察院は欠くことができないからです。

フェーズ3は2003～2007年です。この時期のテーマは国際統合であり、同時に、司法改革も力強く進めた時期です。WTO（世界貿易機関）に加盟するためには、やはり法律を大きく改正しなければならないというニーズが高まりました。WTOの枠組みはハードルが非常に高く、それをどうやってベトナムの国内法に反映させるか、大変厳しい作業になりましたが、この時期にもまた、日本の先生方から大変貴重な意見をたくさん頂きました。

この時期には、市場経済にシフトするのみならず、一つの孤立した島ではなく、どうやって国際協調して発展していくかが大きな問題でした。全ての問題はベトナムにとっては初耳といっても過言ではありませんでした。その意味でも、日本の支援は大変貴重でした。

同時に、新たな問題が出てきました。それまでは法典、法制度改革に注目していたのですが、それを運営するための人材育成の問題が浮かび上がってきたのです。それを受けてこの時期に司法学院が設置され、そのカリキュラム開発を日本の専門家は大いにバックアップしてくださいました。ベトナムの司法学院は、日本の司法研修所をモデルにつくったわけです。

この時期には、大学の教育レベル、教育能力の向上にも力を注ぎました。多くの日本の先生方にベトナムの大学に来ていただき、短期・長期で教えていただくようになりました。人材育成に関しては、ハノイ国家大学法学部が新しくカウンターパートの対象になりました。

現在、ベトナム全国に法科大学は22校あります。中でも三つ大きな大学があって、ハノイ法科大学、ハノイ国家大学法学部、もう一つはホーチミン市法科大学です。ハノイ国家大学の法学部とハノイ法科大学は、体制が多少違います。ハノイ法科大学は司法省の直轄ですが、ハノイ国家大学の法学部は教育訓練省（日本の文部省に相当）の直轄です。ホーチミン市法科大学も同じく教育訓練省に所属しています。

主要な育成の役割を持っているのはハノイ法科大学です。ベトナムの法曹界あるいは法律従事者の6割は、この大学から輩出されました。なぜこの大学に詳しいかというと、私はこの大学の学長を務めたことがあるからです。年間2000人の学生を輩出し、400人の修士号、50人の法学博士号を出しています。

ハノイ法科大学には、外国の法律センターが二つあります。一つは日本法教育研究センター、もう一つはドイツ法律センターです。この2センターに所属する学生たちは、日本語あるいはドイツ語で法律の勉強をしています。

3-2. 法・司法制度改革支援プロジェクト

2007年に、最初のプロジェクト名である「ベトナム法整備支援プロジェクト」から「法・司法制度改革支援プロジェクト」に改名されました。このプロジェクトでも法整備改革は続けますが、もう一つの重要な目標は、執行体制をいかに強化していくかでした。

2005年、ベトナム共産党の政治局は二つの重要な議決を打ち出しました。法制度整備戦略および2020年までの方針（48号議決）、もう一つは2020年までの司法改革戦略（49号議決）です。法・司法制度改革支援プロジェクトはこのニーズに合致して、大いに成果を出しました。

このフェーズになると、プロジェクトのカウンターパートは司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の他に、ベトナム弁護士連合会など、それまで法律に限っていたプロジェクトの範囲が、司法制度にまで広がりました。

このようなニーズが出てきたのは、外国人投資家のベトナムの司法制度あるいは法律に対する評価があまり高くなかったからです。紛争が生じた場合、外国人投資家のほとんどは国際仲裁センターを選び、ベトナムの裁判官には任せません。要するに、ベトナムの司法制度に対する信用は、あまり高くなかったわけです。改革を早く進めなければ、自国の裁判権がだんだん衰退してしまうと考えたのです。

このプロジェクトは、また2段階に分かれています。フェーズ1は2007～2010年、フェーズ2は2011～2014年、3年ずつです。プロジェクトの目的の一つは、2005年の民法をもう一回立て直して、本当の市場経済のための民法を新たに制定することです。私はその担当チームの

長でしたが、このプロジェクトについてもたくさんの日本の専門家から貴重な意見を頂きました。

現在、ベトナム司法省の次官は、改正のために東京で研修を受けています。これは大変重要な法典なので、今回は2回にわたって改正するよう命令しました。

そして、日本の支援を通じて、私たちの最も大事な法典である憲法も改正しました。新憲法を制定するため、ベトナムの副首相は2回にわたって日本に調査団を派遣し、多くの日本の学者もベトナムに行き、日本の憲法制定の経験を伝えてくださいました。

2013年の新憲法制定後、検察院の組織あるいは裁判所の組織も大きく変わりました。政府組織法をどう整備するかについても、日本の専門家から多くの支援を頂きました。例えば、あるセミナーでは、早稲田大学の坪井（善明）先生から日本の自治体組織がどのように運営されているかという講義を受け、非常に興味深く、大変勉強になりました。

4. 協力事業の効果・有効性

日本は、一言で言えば、ベトナムの法整備、司法改革に協力し、法典の起案から制定、そしてその後の執行の支援、改善のための評価作業に至るまで協力してくださる、外国ドナーの中でも唯一の国だと思います。私が「唯一の」と言ったのは、他のドナー国は、制定あるいは起案だけで終わるからです。日本には、その後の執行、法律のガイドライン策定までも支援していただき、執行体制強化に大変力添えを頂きました。

日本の支援は明白です。最初は、毅然として民商事に限っていました。要するに、例えば公法に関わると、その国に干渉してしまう恐れがあることから、最初は民法や商法にとどまっていたのですが、それらをいったん整えた後、ベトナムの要請に基づいて、公法の支援を始めました。その意味で、日本の協力事業の効果は、多くの法典の整備を支援してくださったことです。資料には17種類だけ書きましたが、憲法までサポートしてくださる国は、やはり世界ではまれだと思います。

さらに、日本は法律だけでなく、体制強化もたくさん支援していただきました。例えば、中央政府のデータベースだけでなく、地方自治体にもデータベースを設けて、中央のデータベースとリンクさせるというネットワークについても支援していただきました。例えば、電子取引における担保取引ネットワークなどです。そして、ベトナム司法省法律研究所のプロジェクトを評価するセミナーもサポートしていただきました。その評価結果は、次のステップのプロジェクトに反映します。

さらに、民法に関わる諸問題を解決するため定期的にセミナーなども共催して、市場経済のニーズに合致する民法の運営をサポートしていただいている他、裁判官ハンドブックや弁護士ハンドブックの作成補助、法曹試験用の試験問題バンクの構築支援、裁判官・弁護士・検察官のための研修プログラムと、その共通の研修プログラム、教科書開発支援、最高裁の模擬裁判、判例作成補助およびその判例集出版の補助も行っています。ここでコメントしたいのは、判例集出版によって、そして新憲法によって、実体法のみを根拠とする今までの裁判から、判例に基づいて裁くようになるということです。他にも、ベトナム弁護士会の定款作成補助、あるいは全国弁護士委員会規則の起案補助、弁護士倫理規則の起案補助も行っています。

人材育成支援は、短期研修と長期研修に分かれています。1カ月間の研修コースは、この20年間で20回以上設けられており、ベトナム司法省の局長レベル以上のほとんどは、日本で研修を受けたことがあります。

短期研修でもベトナムにとってはとても有益で、これまでに市場経済を強化するために不可欠なテーマであるWTOの紛争解決のメカニズム、独禁法、差し押さえ財産の競売方法、証券市場の法律と運用、刑事分野における司法改革といった研修コースが設けられました。

長期研修では、この20年間で日本はベトナムから100人以上の司法職員を、各大学の学士、修士および博士課程への留学生として受け入れました。現在、留学生のうちの2人が、地方の県知事としてしばらく転任した後、司法省に戻って法務省の副大臣になっています。さらに、2016年に開かれる次の党大会で、早く党中央委員になった方が司法省の大臣になります。この2人のうちのどちらかが大臣になれば、法律分野で日越の協力が一層緊密になるのではないかと思います。レイ・タン・ロンさんは名古屋大学で博士号を取得しました。レイ・ホン・スンさんは東北大学に留学しました。1965年生まれで、2人とも若いです。

先ほど私が申し上げたハノイ法科大学にある日本法教育研究センターも、いろいろな活動を展開しています。ドイツ法律センターの何倍も学生が多く、多くのベトナムの学生は日本法教育研究センターに登録して勉強しています。ハ・フン・クオン大臣の努力でベトナム司法省と名古屋大学が直接の協力協定を締結し、今後、在職博士号取得プログラムを展開する予定です。要するに、ベトナムにいながらにして名古屋大学の博士号のプログラムを勉強することができるようになるわけです。

「法・司法制度改革支援プロジェクト」に基づいて、交流も活発に行われてきました。両国の裁判所長や法務大臣、副大臣がお互いの国を訪問しており、ベトナムのグエン・スアン・フック副首相も2回にわたって日本を訪問しました。具体的な動きは、資料に詳しくご紹介してあります。

日本の専門家は、同じアジア文化圏で多くの共通点があるため、いろいろな面でベトナムの法律改正に大いに貢献しています。長期専門家を中心に、今まで多くの専門家がベトナムに派遣されました。短期専門家は主にシンポジウムなどに招かれますが、皆さんきちんと資料を用意され、大変説得力のある講義をされるため、たくさんのベトナムの弁護士や関係者が集まります。全ての長期専門家は、任期が終了してベトナムを離れるとき、ベトナムに大変良い印象を残して帰国します。私はほとんどの送別会に出席しますが、いつも涙が止まらないほど感動します。

5. 今後の方向性

両国は、戦略的パートナーシップの項目に、新たに外交関係を挙げました。今後の協力方針として、去年の共同声明では、アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的なパートナーシップを発展させることを確認しました。これが大変大きな政治的根拠となり、これをもとに両国の法的なパートナーシップを発展させることとなります。

これからもベトナムは引き続き外国からのFDI（直接投資）を誘致する予定ですが、今までと違って、FDIの金額よりも質をどう高めていくかという意味で、日本の科学技術、日本人の勤勉さ、日本の投資の質は大変高く評価されていますので、引き続き大いに歓迎したいと思います。

投資関係を促進するためには、そのベースである法律の協力は不可欠だということで、現在、2015年から2020年の新しいプロジェクトについての協議を行っています。このプロジェクトになると、民事と商事のみならず、行政や刑事にも範囲を広げます。

カウンターパートも、これまでの四つから、今度は政府官房が新しく加入します。法整備に際しての政府官房の役割はとても高いと認識しているからです。プロジェクトの文書あるいは同意書などは、今年の第1四半期にサインする予定です。

経済あるいは民事の支援の他に、今は司法共助も大きな問題になっていることから、犯罪人の引き渡しや受刑者移送、文書送達など、司法共助に関わる問題をどのように解決していくかも取り上げます。ベトナム政府は、日本政府にそういう問題を解決するための支援も要請しました。日本政府からは、できればまず国際条約に加入するようアドバイスを頂きました。しかし、正直に言えば、日本にとって多国間条約に加入することはさほど難しい問題ではないと思いますが、ベトナムにはまだいろ

いる軟弱な点がたくさんありますので、多国間条約に加入するのはちょっと早すぎるのではないかと考えています。できればまず二国間協定を結び、その実施を通じていろいろな経験を重ねて、多国に展開したいと考えています。ご清聴ありがとうございました。

(司会) お二人目の講師は、金沢市出身でTMI 総合法律事務所ハノイオフィス日本国弁護士・ベトナム外国弁護士の小幡葉子先生です。小幡先生には「ベトナム投資の法的環境」と題しまして、ベトナムの社会、経済事情に触れながら、日本からの投資に関係する法律の整備環境についてご解説いただきます。よろしくお願いいたします。

講演2 「ベトナム投資の法的環境」

小幡葉子 (TMI 総合法律事務所ハノイオフィス 日本国弁護士・ベトナム外国弁護士)

1. はじめに

私は、現在TMI 総合法律事務所に所属しています。私どもの事務所は、ベトナムではハノイとホーチミンの2カ所にオフィスを持っています。ベトナム進出に関心を持っておられる企業の皆さまに、ベトナムではこういう法律問題が起きる可能性があるという一般的なご説明をするために資料を作ったりしますが、今日はその内容を元にレジюмеを準備しました。いろいろ書き込んで欲張ったレジюмеになってしまいましたので、スキップするところもあるかと思いますが、ご了承ください。

2. ベトナムへの日系企業の投資

まず、投資先としてのベトナムの魅力は、やはり人に尽きるのではないかと思います。平均年齢が20歳代と若く、人口は約9300万人です。これはASEANの中ではインドネシア、フィリピンに次いで第3位で、その次がタイで6700万人、マレーシアで3000万人、ミャンマー5000万人ですので、タイとマレーシアを合わせたぐらいの非常に大きな国です。

日本企業から見た場合、今後成長が期待される成長市場として、ベトナムの国内マーケットに対する関心が今非常に高まっています。それから、非常に優秀な若い人材が豊富に労働市場に参加しており、この円安の状況にもかかわらず、日系企業の進出の勢いは衰えていないのが実情です。レジюмеにJETROの資料を二つご紹介しておきましたので、ご関心のある方はぜひご覧ください。

3. ベトナムの法制度の特徴

ここからは、私どもの事務所が皆さんにご紹介しているベトナムの法律、司法の事情についての説明です。ベトナムの法制度、司法制度については、先ほどのリエン元副大臣のお話にもありましたように、ここ20年ぐらい、法律を国会でつくる、あるいは政府が政令をつくるという立法の整備は非常に充実してきて、法体系は完成していると言っていいと思います。しかし、次のステップとしての執行や運用、解釈のところに、ベトナムに進出して現にビジネスをしている日系企業の皆さんの不満、不安というものが集まっているのではないかと思います。

具体的に申し上げますと、裁判所の判例が基本的に公開されていないので、裁判所による裁判の前例にどのようなものがあるのかよく分からない。それから、当局がどうやってその判決を執行しているかも分かりにくい。それから、法令も体系としては整備されているのですが、規定が抽象的だったり、曖昧だったりする。あるいは、いろいろな法律を読み比べると、整合性があるのかという場合があります。

それから、これが日系企業の皆さんにとって非常に大きな不安材料なのですが、運用に非常に広い

行政の裁量が見られます。ですから、地方によって違う、あるいは地方の同じ機関でも担当者によって違います。なぜ違うのかというと、それは行政の裁量だという実情があります。

それから法令や規制の改正、新しい通達の公布なども非常に頻繁に行われますので、私どもの事務所でもベトナム人スタッフを中心に、常に法令のアップデートを心掛けているのですが、なかなか追いつきません。日系企業の皆さまも、インハウスで法律専門のスタッフをお持ちの企業は別として、法令や通達まで全部アップデートしていくのはなかなか大変だと思います。

このように外資企業がベトナムに進出するに当たっては、法的側面からどんな問題があるのか、現状どうなのかということ、十分に、慎重に検討していただくことが重要になっていると考えられます。

個別のトピックを一つだけ申し上げると、昨年、投資法、企業法という企業の運営・設立に関する基本的な法律が2件、約10年ぶりに改正されました。これ以降、投資法、企業法についてお話しする場合には、今年7月から施行される新法の方でご紹介しますので、ご注意くださいと思います。

4. 進出の形態、許認可の必要性

進出の形態、許認可の必要性ということで、新規進出の場面でどういう法的問題が起こるかを見ていきます。外国投資家がベトナムに進出する場合の進出形態として、①100%外資による会社設立、②ベトナム会社・個人との合弁による会社設立、③駐在員事務所の設立、④事業協力BCC(BCC)・建設運営譲渡(BOT)・建設譲渡運営(BTO)・建設譲渡(BT)契約の締結、⑤株式購入・出資、⑥合併・買収、⑦間接投資(経営権取得を目的としない株式購入・出資等)、⑧技術支援契約、代理店契約、委託加工契約の締結の八つが挙げられます。①から⑥はいわゆる直接投資で、証券会社、証券取引所を通して有価証券としての株式を購入するものが⑦です。

これらのうち、一番基本形になるのは①の100%外資による会社の設立になるかと思いますが、外資に対する規制がいろいろあります。例えば、ベトナムのローカル企業と共同で出資した合弁企業でなければ外資がビジネスを行うことができない産業分野もあります。そのような場合には、最初からベトナムのローカルパートナーとの合弁による会社設立、②を検討することになります。ですから、進出を考える早い段階で、外資規制にはどのようなものがあるのか、合弁ではなくて100%の外資でも設立可能なのかということ、パートナー探しも含めてご検討いただく必要があるかと思います。

ベトナムのローカルパートナーのノウハウや販路などをぜひ活用したいという積極的な理由から、合弁企業、ジョイントベンチャーの設立を積極的にお考えになるケースもあるかと思います。いずれにしても、ある程度ビジネスプランがまとまってから外資規制をチェックするのではなくて、最初からどんな形態で、どういうパートナーと、あるいは独資でという検討をすることが重要になってきます。

先ほど申し上げた企業法、日本でいう会社法が認めている会社の形態としては、有限会社、株式会社、合名会社、そして日本でいう個人事業主に当たる私営企業があります。直感的には、日系企業の過半数あるいは8割近くが、会社の機関設計が単純で柔軟である有限会社を選択されているように思います。

外国投資家がベトナムで会社を新規設立する場合、時間も手間も一番かかる大変な手続きが投資証明書です。7月1日まではICと呼んでいて、7月1日以降はインベストメント・レジストレーション・サーティフィケート(IRC)に変わるのだそうですが、投資を管轄する当局からIRCの発行を受けないと、ベトナムで会社を設立できません。IRCとは一体何かというと、外資がベトナムで事業を営む、ビジネスを行うことの当局からの許可です。しかも、具体的にどういうビジネスをどう

いう形で展開するか、詳しい資料を提出して、投資プロジェクトの内容の実質的な審査にまで踏み込んだ上で当局からIRCが発行されます。これに短くて何カ月、長いときには1年以上の時間がかかっています。

IRCの発行申請書はごく簡単なものですが、その他に投資プロジェクトの提案書や、投資家の日本の親会社の財務諸表、あるいは工場やオフィスの賃貸借契約の仮契約またはMOU（覚書）など、どういう工場で、どういうオフィスで事業を行うかというところまで踏み込んで資料の提出が求められます。このような資料に基づいて、自己資本あるいはローンの額は適正か、プロジェクト途中で挫折しないか、あるいは環境への影響、周辺への交通事情への影響、労働雇用のプランと労働法規との関係など、いろいろな関係省庁への意見照会も行われます。窓口自体は、日本でいう都道府県に相当する省の人民委員会、ハノイ市やホーチミン市の人民委員会なのですが、非常にたくさんの関係省庁へ意見照会が行われて、戻ってくるのを待つために、長い時間がかかるのです。

ですから、まず進出をお考えになる際のスケジュールには、IRCの発行に要する時間を考慮すべきです。私どももよくクライアントの皆さんに尋ねられるのですが、残念ながらいつもお答えできず、お詫びしている状況です。このように、まず設立申請の段階で行政の手続きに時間がかかることを、ぜひ織り込んでいただければと思います。

5. 進出時の注意点

先ほどの外資規制ですが、例えば広告代理店などは合弁企業に限定するという規定があります。ロジスティクスの分野では、出資比率49%とか51%までしか外資は出資できないという出資比率の規制もかなり広範にあります。その他にも外資規制はいろいろありますので、まずこのあたりのチェックが必要になります。

外資が小売業に進出する場合には、ENT（エコノミックニーズテスト）、昔の日本の大店法に少し似た制度ですが、2店舗目からはその地域の商業マスタープランへの適合性の審査を受けた上でないと出せないという規制があります。飲食業でも実質このような審査が2店舗目以降に行われていたりします。

現行の投資法でのICは、法令上は15営業日で申請から発行まで進むとされているのですが、これはあくまで努力目標だと考えられています。普通はなかなか15日では終わらないと思いますので、法律に15日と書いてあっても、かなり幅広に取っていただく必要があると思います。改正法の7月以降は、ぜひ迅速な運用に期待したいと考えています。

それから、ベトナムとの合弁企業を設立する場合には、ベトナムのローカルパートナーから土地使用権の現物出資を受けて、合弁企業を設立することも可能になっています。現物でするので、土地使用権の評価が難しいのですが、不動産に限らず、工場の敷地などもローカルパートナーから現物出資を受ける場合があります。

ベトナムの不動産についてお話ししますと半日ほどかかりますので、一言だけ申し上げますと、土地は全人民に帰属していて、全人民所有です。土地所有権は、法人または個人に属しません。国家が個人・法人に土地使用権を設定します。外資に対しては非常に広範な規制がありますので、原則として外資、外国人、外国法人は土地を借りることしかできなくて、若干の例外があるという程度になっています。建物は所有権の対象ですが、敷地になる土地は外資の場合、原則国家から借りると非常に限られた形態になります。

それもあって、ローカルパートナーの土地使用権を現物出資してもらおうという形態が昔からずっと使われています。工業団地に入居する場合には工業団地はしっかりしていますので、土地の問題は比

較的クリアしやすいのですが、進出時には土地をどうするのか、どういう場所でビジネスを行うのかを早めにご検討いただく必要があります。

今申し上げたのが、新規設立までにチェックしていただく事項になります。

6. 現地法人等の運営上、注意すべき事項

次に、現地法人設立後に、運営上注意すべき法律問題について見ていきたいと思います。

まず、いわゆる契約社会と呼ばれる国と比較的そうでない国があるかもしれませんが、ベトナムの場合は文書のある程度重んじる伝統がありますので、やはり口約束だけではまだ完全に最終的な合意だと認識されないという傾向はあるかと思えます。きっちりと文書を作成して、双方がサインをして、判も押す。「はんこ社会」ですので、各企業はちゃんと社判や代表者印を持っていて、それを警察に登録する制度になっています。きっちりした文書とサインと登録印、社判が契約の最終的な形と認識されています。

契約書には、具体的な取引条件をきっちりと書き込む必要があると思えます。日本での、お客様や取引先との信頼関係でビジネスを回していくという意識よりももう一步踏み込んで文書を大事にするという認識で、ベトナムでの取引を行っていただければと思います。

特にベトナムの税務当局との関係でいくと、税務・会計処理の観点で、例えば私どもの場合、リーガルフィー（手数料報酬）を頂きますが、必ずその裏付けになる契約書に、それに見合う法律業務がきれいに書き込んであるかというところは、当局は非常に丁寧にみます。私どもは日本でももちろん委任契約書を作りますが、それよりもかなり詳しく、どういう仕事をして幾ら頂戴したかということ、非常に丁寧に時間をかけて作っています。そういう税務・会計の面からも文書、契約が重視される社会であるにご理解いただければと思います。

それから、先ほど来お話が出ているベトナムの裁判所ですが、残念ながら事案を解決していただくにはかなりの時間を要しています。丁寧に審理をして判決をもらうまでには1年では終わらず、2～3年かかると考えておいた方が安全かもしれません。ですから、一般的にはビジネス上、特に外資が契約書を締結する場合、契約書には、裁判所ではなく、国際仲裁センターで仲裁を行うという仲裁条項を入れることが多いです。これはJICAの元長期専門家として裁判所の支援業務も行ってきた者として非常に残念なのですが、今は、ビジネス法のアドバイスをする弁護士としてはこのように言わざるを得ないというのが実情です。

雇用、労務についても少し見ておくと、雇用契約は必ずきっちりとつくりまします。労働法で契約書締結が強制になっています。具体的な労働条件、勤務地、職務内容、労働時間なども、会社と従業員で何となくということではなく、きっちりと書き込みます。「勤務地・ハノイ市」と書いたら、「郊外にある作業所へ明日から行ってね」というのは基本的には通じません。それはお願いベースになるので、労働契約も文書が重要、文書が出発点になる社会だと思ってください。

労働時間については、日系企業の皆さんが苦勞されているところですが、時間外労働の上限の定めが労働法に明記されていて、原則200時間です。一部業種や緊急時に限って年300時間まで認められていますが、これ以上は36協定のような労使合意による引き上げは一切認められていませんので、厳格に原則200時間までしか認められていません。正直、ベトナム人の従業員の皆さんも最近あまり景気が良くないので、残業したいという声もなくはないようですが、日系企業のようにコンプライアンスがしっかりした会社であれば、労働法200時間、例外の300時間は、何が何でも守らなければいけません。当局には一切例外を認めてもらえませんので、その中でどうシフトを組んで納期とすり合わせていくかは、各社ご苦勞されているところです。

解雇についても、日本と同じように、労働法に通常解雇、整理解雇、懲戒解雇と要件が定められています。解雇を行うについては労働者団体や企業内労組、または企業内労組がない場合には地域の上部の労働組合の意見を聴取する必要がありますので、実際には解雇は非常に困難になっています。やはり解雇は極力避けて、合意によって退職してもらうという形を、できるだけ取るようにします。これも日系企業の皆さんは非常に苦勞なさっているところで、私どものハノイの事務所でもホーチミンの事務所でも、しばしばご相談を受けて、クライアントと一緒に日々悩んでいるところです。

労働組合について一言だけ申し上げますと、ベトナムの労働組合というのは、一つの組織の中に労働総同盟から企業内組合までの4段階の組織があるという位置付けになっています。ですから、企業内労組がなくても、例えば就業規則の変更のときなど、上部の労働連合に意見をもらう必要があります。また、使用者の組合費の負担金も、企業内労組がない場合でも上部団体に納める義務があります。これは日本の制度と違いますので、進出される場合には労働組合の制度と実情についてもチェックしていただければと思います。

日本から社員を外向させる場合、去年の改正労働法の施行以降、現場が少し混乱しています。外国人はワークパーミット（労働許可証）を受けないと、ベトナムで就労できません。原則として社内移転、外国の親会社からベトナムの現地法人への出向の場合、日本での勤続が1年以上で、大学での専攻分野での実務経験5年以上または技術者の場合3年以上でないと、原則、ワークパーミットが出せないという定めになっています。もちろん例外はいろいろあって、日本の親会社が専門家であることを認める文書を作成するというような方法もあるのですが、経験2～3年目ぐらいの若手社員をベトナムに出向させようとする場合、なかなかワークパーミットが出にくいと、日系企業の皆さんはおっしゃっています。

最近では新人研修終了直後の社員や2～3年目ぐらいの若手の元気のいい方に、一度ベトナムで苦勞してこいという感じで、ぜひベトナムで経験を積ませたいという相談が多いのですが、なかなか新人や若手のワークパーミットが出にくくなっているようで、ひと工夫必要になっています。このあたりも、かなり話が進んでからワークパーミットが出にくいことに気付かれるケースがよくありますので、早めのリーガルチェックが必要かと思います。

ビザについても、去年成立した入管法が今年1月から施行になり、厳しくなっています。観光旅行で行かれる場合、15日間ビザなしで入れるのですが、例えば、ベトナム観光のあと、カンボジアに入国してアンコールワットに行き戻って来て、もう一回ベトナムに入国しようとする、30日以内だと2回目のビザなし入国ができませんので、観光に行かれるときはご注意ください。入国のときに、空港でお金を出してアライバルビザを取れる国がアジアでは多いのですが、ベトナムの場合はそれもなかなか認められにくいので、ビザなしで入国して1回出てしまうと次は入りにくいので、観光の場合にもぜひご注意ください。

知財については、模倣品が非常に出回っていて、ちゃんとしたお店でも模倣品が置かれていることがあるといわれています。これについては、早めにベトナムにおける出願あるいは登録をした上で、ベトナムでのビジネスを始めるぐらいの準備をした方がいいと思います。万一、模倣品が出回って何らかの対応をする場合にも、ベトナムにおける出願登録があるのとないのでは、その後の行政の対応のスピード感が全然違ってきます。模倣品対応をしようとしてから出願登録していると、その間、時間のロスになりますので、ベトナムとの取引がある場合には出、ぜひ出願登録をお考えいただければと思います。

外国為替については、各国そうですが、ベトナムにもいろいろ規制があります。外国からベトナムに資本を出資する場合には、そのための口座を開設する必要があります。あるいはベトナム国外、例

例えば日本からベトナム現法に1年以上の中・長期ローンを貸し付けて実行する場合、ベトナム国家銀行（中央銀行）への登録が必要になります。あるいはベトナム現法の利益配当が行われて、それを日本に送金する場合には、公租公課を全て完納した上で税引き後利益について年度ごとに可能であり、かなり限定された場面でのみできるようになっています。いざ送金しようとしてから気付くケースもよくありますので、このあたりのチェックも必要になると思います。

ベトナムは輸入についても規制があり、特に現法などの外資企業が国外から製品や機械設備等を輸入する場合、ローカルな企業の輸入に比べて通関の際の審査が厳格になる傾向がどうしてもあります。

中古品の輸入については、一般的に規制が厳しいとご理解いただければと思います。消費財、生産財ともに、中古品の輸入の場合、難しくなっています。特に出版物、CD、DVDなどは非常に厳格な輸入許可の申請があります。例えば私どもの事務所紹介のパンフレットを東京からハノイ、ホーチミンに送る場合でも、出版物の輸入許可申請が必要になるという非常に厳重な制度になっていますので、これも重要かと思えます。

中古機械については、去年、ベトナムの外資企業、外国の商工会などが取り上げて大きな問題になったのでご紹介しますと、昨年7月、生産用の機械設備については、使用期間が5年以内で新品の80%以上の品質であるもののみ輸入可能という通達（科学技術省通達20号）が出ました。そうすると、例えば日本の工場のラインをベトナムに移すとか、中国の工場を閉鎖・縮小してベトナムに生産拠点を移すことが最近よくあるのですが、「5年、80%」だと移せない場合がかなり出てきます。昨年9月から施行されることになっていたのですが、日本商工会や外国の商工会は非常に影響が大きいと懸念を表明し、政府で再度検討した結果、9月施行が見送りになりました。

ですから、通達としては廃止されていないのですが、効力が発生していませんので、この条件は、今は考えなくていいのですが、今年中にはこの通達に代わる法令が公布されるという情報があります。今、新しい法令を準備中だと聞いています。これから特に製造業でベトナム進出をお考えの場合には、中古機械の輸入について、どのような規制がいつから行われるのか、アップデートしていただければと思います。

7. コンプライアンス上注意すべき点

コンプライアンスについては、日系企業の皆さんは本当に苦勞されていて、私どももよくご相談を受けるところですので、今日はぜひご紹介したいと思えます。ベトナムは手土産、贈り物、お礼の社会で、心づけやキックバックなどが非常に一般的に行われていて、社会的慣行と賄賂との線引きが難しくなっています。また、いろいろな企業の従業員によるキックバック、リベート、トンネル会社などもかなり広く見られます。そういうご相談もかなり受けています。

刑法上は、一つの目安として200万ドン（約1万円、約100ドル）を超えた金品を公務員に提供することは賄賂に当たるとされていて、200万ドンが最も原則的な線引きになっています。日系企業では社内のコンプライアンス規定で、とにかく一つの線引きとして200万ドンを超える金品を公務員に送ってはいけない、あるいは送る場合には上司の決裁を必要とするなどと設定されている場合があります。もちろん刑法でもこの金額より低くても、送るタイミングや理由、送った結果によっては賄賂になる場合がありますが、これが一つの目安になっているようです。

ではどうすればいいのか。あらゆる場面で心づけ、お土産を渡す社会ですので、日頃から日系企業の幹部の皆さんが緊張感を持って、コンプライアンスの確立と運用に当たっていただく必要があると思います。基本的には社内規定の整備が出発点ですが、上司への報告・承認を励行する。それから、定期的なセミナーを開催して皆さんで具体的なケースを想定して話し合う。幹部の皆さんは、不信な

取引や支払いがあった場合には必ずチェックする。市場価格を大幅に上回っていないか、相見積りを取っていないのはなぜか、その会社は誰かの親戚ではないかといったことに幹部が目を見せ、従業員の付け入る隙を与えない毅然とした態度を取っていただくことが重要かと思います。

日系企業による贈賄事件としては、サイゴン東西ハイウェイの事件や、最近では昨年、鉄道コンサル会社の事件が大きく報道されましたので、お聞きになった方もいらっしゃるかもしれません。

8. 撤退時のポイント

最後に、撤退時のポイントです。撤退時には、行政手続きを踏んで参入したときと同じように逆向きのICの返却手続きがあります。企業法上の解散決議、清算手続きを行うと、その後に全ての公租公課を支払い終わってようやく最初に発行されたICの返却をすることができ、めでたく撤退完了ということになります。

日本でも解散、清算にかなり時間がかかる場合がありますが、税務当局はここが最後のチャンスということで非常に厳密に調査を行う場合があります、長いときには数年かかることがあります。「お世話になりました、さようなら」では撤退できません。まだ進出前の皆さまには気の早い話ですが、参入すれば一定の割合は撤退することもあると思いますので、申し上げておきます。

9. おわりに

ベトナム法令関連のWebサイトは、最近いろいろ出ています。一番アップデートが早いのは、JETROのマニュアルや法規の紹介です。また、私が以前関与していたJICAの法整備支援プロジェクトのサイトでは、ベトナムの法律を非常に多く翻訳したり、日本語で出ているものを集めて紹介したりしていて、今日申し上げた投資法や企業法なども全部出ています。私どもの事務所でもいろいろな情報発信をしていますので、ご関心があればご覧いただければ幸いです。

パネルディスカッション「法整備支援の現状と展望」

コーディネーター 川西 一 氏（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

パネリスト ホアン・テュ・リエン氏

小幡 葉子 氏

本江 威憲 氏

（司会） それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきたいと思います。コーディネーターは、法務省法務総合研究所の川西一教官です。

（川西） これまでご講演いただいた元ベトナム司法省次官のリエン先生と、金沢出身で現在はベトナムでご活躍の小幡先生のお二方に加えて、国際民商事法センターの本江先生にもパネリストとして加わっていただき、「法整備支援の現状と展望」と題してパネルディスカッションを行いたいと思います。司会は、今ご紹介いただいた法務総合研究所国際協力部の川西一です。よろしくお願ひいたします。

まず、本江先生から、今伺ったリエン先生と小幡先生のご講演に対するコメントを簡単に頂けますでしょうか。

（本江） ベトナムの次官として長く法整備支援に携わっておられるリエン先生には、20年にわた

るベトナムの法整備の状況を、大変詳しくご説明いただきました。最初は、ベトナムが市場経済に移るに当たり、市場経済の国々がどういうことに興味を持っているか、どういう法制度を持っているかということの情報収集から始まり、民法等の基本法の整備にとりかかったこと。日本が最初に正式に支援を始めた1996年以降は、既に成立している民法の改正から始まり、刑法、刑事訴訟法等の基本法を整備し、その法律を運用する裁判官、検事、弁護士など法曹の養成制度を充実させ、さらには司法制度そのものを改革する活動に移っていかれたこと。そして現在は、小幡先生からもお話がありましたとおり、経済関係立法の整備に取りかかっておられることをお聞きしました。

また、ベトナムの関係当事者は、当初は司法省だけだったけれども、法整備の範囲の拡大に伴い、最高人民裁判所、最高人民検察庁に広がり、さらにはハノイ国立法科大学あるいは弁護士会へと広がっていることが分かりました。そして、日本側も法務省だけではなく日本弁護士連合会、名古屋大学、九州大学等に広がり、非常に多角的に相互の研究の輪が広がっていったことがよく分かりました。その間に、基本法をはじめとする多くの法律が、日本が議論に参加することにより整備されていったことは、日本にとっても大変うれしいことです。

日本にとって、ベトナムの法整備をお手伝いすることは、単にうれしいというだけではなく、日本とベトナムが法律・司法の分野を中心に、長期的かつ広範囲に大きな信頼関係を築き、太いパイプでつながることになり、両国の親密な関係を築くことができたと考えています。さらに、この法整備の関係はまだ数年は続くようですので、日本としても今後、両国のために、従来同様できる限りの努力をしていきたいと思っています。

なお、先ほども少しお話があったとおり、日本の法律をベトナムに押し付けるようなことは一切ありません。基本的な日本の法律の考え方をまず示し、議論して、理解してもらった上で、最後はベトナムの皆さんに選択していただくという姿勢に徹して支援を続けていることが、先ほどのご報告からもよく分かりました。

1点だけご質問させていただきたいのは、ベトナムの優秀な若い人が日本語を勉強し、日本の法律を勉強し、修士・博士まで取っていかれるほど高度な法曹養成をしておられるとお聞きしましたが、現段階においてベトナムの裁判官、検察官、弁護士の一般的なレベルについて、リエンさんはどのように考えておられるのでしょうか。もっとレベルを上げなければならないのか、あるいは現在の体制でいいのか、法曹のレベルの問題について印象的なことでも結構ですのでお尋ねしたいと思います。

小幡さんには、特にベトナムに投資する場合の法制度について詳しくご説明いただきました。それ以上この場でお尋ねすることもないのですが、ベトナムに資本投下する場合に、やや不安も覚えました。そういう不安の中で、石川県の皆さまの中には、これからベトナムに資本投下したい、ベトナムと取引したいという企業もあると思いますので、いろいろな厳しい規制の中でどのような心構えで臨めばいいのか、進むべきか、進まざるべきか、その辺の印象的なことをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、日本の弁護士として、ベトナムの法制度についてここまで詳しく調査できているという段階において、日本の企業がベトナムに進出したい場合に、TMIの現地法人である小幡さんのところへ行けば、いろいろご支援を頂けるのか。あるいは東京のTMIに行ってもご支援を頂けるのか、その辺のきっかけの部分をどうすればいいのかも併せてお聞かせ願えればと思います。

(川西) 今、本江先生からリエン先生に、ベトナムの法曹のレベルについてどのように考えるかというご質問がありましたので、簡単にお答えいただければと思います。

(リエン) もともとハノイ法科大学の中には、判事を養成するセンターがありました。しかし、2

002年から法曹養成のニーズが高まり、それに合わせて法曹三者を養成するセンターにランクアップしました。現在、司法学院というセンターにまとめています。

司法学院にランクアップしたのは、政治局で司法改革の議決が打ち出された2005年です。司法学院で勉強するのは、法曹三者の裁判官、弁護士、検察官です。まず学院に入る前に法科大学を卒業し、例えば地方なら2年以上、省レベルなら4年、中央省庁なら5年以上働いて、学院に入学して12カ月勉強します。昔は、弁護士は6カ月だけでしたが、今は12カ月必要になりました。学院を卒業したら、裁判所や検察庁の採用試験を受けることになります。

日本と違うところは、法曹三者を養成する教育プログラムがそれぞれ違うことです。学院で勉強するのは、所属する裁判所、検察庁、各省の弁護士会から派遣された者で、卒業すると元の機関や所属部署に戻ります。日本では、共通のプログラムを勉強してから裁判官、検察官、弁護士を選択しますので、そこが日本とは違います。毎年、弁護士になるために勉強するのは約1000人で、検察官と裁判官はそれぞれ約500人です。12カ月の間に、主に手続きを勉強し、判例、模擬裁判も勉強して、職業倫理を身に付け、最終的に実習を行った上で卒業試験を受けます。講師はベテランの検察官や弁護士です。

(川西) 本江先生から小幡先生にもご質問があったのですが、金沢や北陸の企業がベトナムに魅力を感じてこれから進出しようとした場合、最初はどこに話をしたらいいのか、どういう心構えで望んだらいいのかという点についてはいかがでしょうか。

(小幡) 不安を振りまくような話をしたので、皆さんが投資したくなくなるのではないかとおしかりを受けましたが、今日申し上げたような法律問題は、早めにチェックして対応していただければ、特に決定的に問題になることはないと思うのですが、ある程度進んでから、間際になってやはりこうだったと分かることがあっては困ると思ってお話ししました。従って、早め早めに法律問題や行政手続きのチェックさえしていただければ、問題はないと思います。

私どもも含め日本の大手事務所は、ベトナムに事務所を持っていたり、現地事務所に弁護士を出向させたりしています。ですから、大手の法律事務所であれば、東京で相談しても、その話がハノイにいる私のところに回ってくるという形でクライアント対応はしていると思いますので、とにかく早めに弁護士にご相談いただいて、もしチェックすべきことがあれば分かりますので、それで必要にして十分だろうと思います。

(川西) 進出に当たり注意すべきポイントをいろいろ挙げていただいたのですが、進出先としてのベトナムを、先生はどのようにお考えですか。

(小幡) 先ほど魅力は人だと申し上げましたが、日本では最近、どのような条件を提示して募集しても、人自体が集まりにくい業種がかなり増えているようです。ベトナムでは、例えばハノイの高層ビルのワンフロア全部をオフィスにして、100人単位の若手IT技術者を並べて、ゲーム開発をしている日本企業があります。工業系大学を出た若い優秀な技術者が集まってくれることがともかくうれしいと、現法の社長がおっしゃっていました。

今までは、賃金の低い工場のワーカーを何千人単位で集めるという労働市場に着目していましたが、サービス業でも技術者でも、とにかく人が豊富で、みんな能力があり、やる気があります。そして、その人たちが給料をもらおうと、将来の不安なく思いきって高い物を買ってくれるという消費市場とし

ての魅力もあります。この二つは、今の日本に比べると非常に明るい見通しの社会だと思います。日系企業の皆さんには、ぜひ投資の候補地としてご検討いただきたいと考えています。

(川西) 海外に進出するとなると、大なり小なり何らかの問題はあるかと思いますが、それを上回る魅力がベトナムにあるということは、実際に小幡先生がベトナムで活躍されていることから分かるのではないかと思います。ただ、その中で法律面での不安材料をご指摘いただきました。日本人弁護士の視点でご指摘いただいたわけですが、この点はベトナム側においても認識されているのでしょうか。それとも、日本人からの一方的な話なのでしょうか。

(リエン) マクロ的なレベルから簡単に説明させていただくと、ベトナムの政府はいつもオープンです。市場に投資家の方々を誘致する政策は、基本的に変わっていません。しかし、今まで資本に集中したものを、今度はできれば質の高いものにシフトしたいのです。要するに、同じ金額でもどのように付加価値を付けるか、ハイテクあるいは先端の科学技術を応用して、投資効果をどのように上げるかが、これからの政策になると思います。

融資優待制度については、先ほど小幡先生もおっしゃったとおり、政府では今、ビザあるいは行政手続きをどのように簡素化し、どのように明瞭性を高めるかを議論しています。例えば、いろいろな機関を回らず一つの機関で解決するワンストップサービスをどのように実現していくかは、大きな問題です。また、納税してくれる人に対してなぜこんなに手続きが必要なのかという意見もありましたので、外国の納税者が簡単に納税できるような制度も開設します。もう一つ、物権という概念も新しい民法に入れます。要するに物の権利の概念を入れるので、これから派生的な価値も考慮すべき要素になると思います。

土地所有法については、全人民所有は変わりませんが、使用权の範囲を拡大して、使用权を持っている人にはいろいろな権限が与えられるようになります。

2013年の新憲法では、人権を一層尊重するようになりました。一方、ベトナムの政治の安定にも力を注いでいます。安定的な政治が保障されない限り、安定的な投資環境は保障できないという考えで、政治を安定させるという目的は今までどおり変わっていません。もう一つ、外国投資の方々の財産を国有化しないという宣言も、新憲法で決めました。

(川西) 小幡先生から、投資環境としてベトナムの法令自体の曖昧さや、若干矛盾があるというようにご指摘があったのですが、それはベトナム側においてもそのような認識を持たれていますか。

(リエン) 小幡先生がおっしゃったとおり、ベトナムの法律は複雑です。司法省の大臣もそれを認めました。法規の文書はいろいろな形で発行されています。法律の下の通達なども全て合わせると全国で現在1万4000種類もあり、とても複雑です。法令間の矛盾を避けることができていないのが現状です。

政府のガイドラインでは、1400ぐらいの議決があり、ほとんどは各省庁のガイドラインあるいは通達です。矛盾はありますが、外国の投資家に関わる権利を妨げる事項があれば、司法省はすぐ警告したり解決したりします。

各法令間の矛盾は、まず、最も新しいガイドラインに基づき、そして、法的価値の最も高いものに基づいて処理する。さらに、同じ法律でも共通の法律とその下には個別法律があって、個別法律を優先するけれども、共通の基本法に相反しないものを優先するという三つの原則に基づいて処理してい

ます。法律には矛盾がありますが、必ず解決できます。小幡先生のような法律事務所をお願いした方がいいのではないかと思います。

(川西) ベトナムは法律が多くて、最後の方にも、実際に矛盾するような事例もなくはないというようにお話がありました。一方、小幡先生も J I C A の専門家としてご活躍されていたように、日本はこの 20 年にわたりベトナムに対する法整備支援をしています。これまでの日本の支援によって、ベトナムの法律で変わったところや、日本が特に支援した法令が他の法令と少し違うというような点はありますでしょうか。

(小幡) 例えば、J I C A がこの 20 年で一番力を入れている法律の一つが、基本的な法律である民法です。1995 年、2005 年、それから早ければ今年、国会で新民法が通過する予定ですが、少なくとも 2005 年の民法には、私的自治や契約自由の原則が明確に入っています。従って、当事者が合意した内容で契約すれば、それに基づいて取引が行われるという原則が、何度も繰り返し民法の中で確認されるのですが、これが個別の法律になると異なります。

例えば、建設法には「契約よりも法令の規定を優先する」と、何の留保もなく書いてあります。ベトナムでは各省庁の通達も法令に含まれますので、例えば建設省の通達、科学技術省の通達も、内容がどのようなものであれ、全て契約に優先することになります。強行規定に反する契約が無効なのはもちろん分かるのですが、法令の中には任意規定もあるのではないかと。そうすると、契約の方を優先する場合も当然あるだろうと私たち日本人は思ったのですが、ベトナム当局の方に聞いたところ、「そんなことはない。法令は法令なのだから、契約よりも上に決まっている」と言われて、平行線をたどったことがありました。

例えば、司法省は 20 年来、J I C A 専門家や日本の大学の先生と、市場経済における私的自治や契約自由の原則の議論はずっと続けているので、それが一番の出発点だということは皆さんよく認識されているのですが、個別の法律を所轄している各省庁は必ずしもそうではないというのが、私の今の実感です。

(川西) 20 年近く法整備支援をやっていますが、司法プロジェクトということでベトナムの司法省や裁判所、検察院への支援をしていて、司法省がつくった民法などは国際基準にだいぶ近いものができているという評価でしたが、建設省など別の省庁の法律になると、まだ温度差があるというお話でした。

今、ご指摘があった建設法や、他にも投資に関わる法律があると思いますが、投資環境に関する法律の問題点について、日本の法整備支援が個別の法律を改善していく可能性は、本江先生はどのようにお考えになりますか。

(本江) 司法省の所管する民法、民事訴訟法、あるいは倒産法、刑法、刑事訴訟法といった大きな基本法に関しては、法律がまずしっかりできている状況にあると思います。これ自体はこれまでの法整備支援の一つの大きな成果だと思って、大変喜んでいますが。

ただ、ここから先は、民法、刑法等には民法施行法、刑法施行法といった下位法があつて、司法省は大体分かってくさっているようですので、少し時間はかかっても整備されていくと思いますが、建設法や薬事法などその他の行政法規に関しては、司法省の所管ではないと思いますので、今のままの枠組みでそこまで法整備支援の手を伸ばすことは、難しいのではないかと感じる感じがします。それ

はそれで、日本の各省庁もノウハウを持っていますので、ベトナム側とよく話し合っていて、リンクしていただければ、法整備支援は幾らでもやっていけると思いますが、現在の状況では所管が違うのではないかという感じがします。

(川西) この点については、リエン先生の講演の中にもありましたが、協力の範囲を拡大して、今年4月から新しいプロジェクトをJICAで進めていくというお話を伺っています。また、小幡先生の講演にありましたが、投資法、企業法については、これまでのプロジェクトでは所管が違うということで日本の支援はなかったのですが、来月からは早速、投資法、企業法の下位法令について、日本のプロジェクトが関わっていくという話も伺っています。内容としては整合性や法律の書き方といった技術的なこと、これまで日本の法整備支援が積み上げてきたことを、他の法律に広げていくような話だと伺っています。

そのようなことが実現できれば、ベトナムへの投資や企業進出までしなくても、金沢の産品を輸出するといった場合に、少しはスムーズになっていくのではないかと思います。今後も日本とベトナムは、経済面、法律面でもますます交流が進んで、金沢をはじめとする地方都市との関係も密になっていくことが期待されています。

そろそろ時間も終わりに近づきましたので、講師のお二人から最後に一言ずつ頂ければと思います。

(小幡) 法律の話はもう随分しましたので、投資一般ということでは言わせていただくと、ベトナムの産業構造の中でこれから強化していかなければいけないのが、サポーターインダストリー、すそ野産業といわれる、組み立ての大企業の大工場を支えていく素材や部品メーカーです。その実力のある中小企業がなかなか育たず、国内での調達率が少しずつしか上がらないことは産業構造上非常に憂慮すべき点だと、ベトナム政府は前からずっと指摘しています。

その意味で、石川県の「この分野では世界一」という実力のある地場の企業は、ベトナム政府が考えているサポーターインダストリーのモデルになるだけの実力を備えているのではないかと思います。ベトナム政府は大歓迎だと思いますし、私どもがご相談を受ける案件の中でも、東京や大阪を経ずに地方から直接、最初の海外がベトナムというケースが、最近かなり増えています。日本で公共インフラ向けの製品を作っている企業が、ベトナムに工場を建ててベトナムにインフラ向け製品を供給したいとか、日本独自の食品を製造している会社が、ベトナムの素材を使って最初は日本へ輸出し、そしてベトナムの国内市場へ出したい、あるいは、独自の製品をベトナムの素材と組み合わせて新しい市場を開拓したいとか、地方の実力ある企業がベトナムに着目していらっしゃるケースをたくさん拝見していますので、ぜひ石川県からも、ベトナムを元気にし、日本も元気にするような投資をお考えいただければと思います。

(川西) リエン先生からも最後に一言、何かありましたらよろしく願いいたします。

(リエン) 一言でまとめるのは大変難しいと思いますが、まず小幡先生には、ベトナム人にとって大変貴重な意見を聞かせていただき、本当にありがとうございます。おっしゃったとおり、ベトナム政府にとってサポーターインダストリーの養成は最大の課題になっていますので、石川県の中小企業の方々には、ベトナムのすそ野産業をどのように育てるかというノウハウを、ぜひ伝えていただきたいと思います。

もう一つ、ベトナムの政府が今打ち出そうとしているのはグリーンデベロップメント、農業の近代

化です。ベトナムは60%以上が農業ですが、加工してどのような付加価値を付けるかという日本人のノウハウは大歓迎です。サポーティングインダストリーとグリーンデベロップメントは、ベトナムにとって大きな着目点ではないかと思えます。

最後になりますが、ベトナムと日本の法整備の協力、ベトナムの投資環境に関する議論に貴重な時間を頂き、心から感謝します。

質疑応答

(川西) ここで、せっかくの機会ですので、ご来場の皆さまからご質問を承りたいと思えます。

(Q) 金沢学院大学の犬野です。素人質問で申し訳ないのですが、私から見ると、ベトナムというのは東南アジアの投資先としては非常に選びにくいと思えます。なぜかという、これはイメージの問題なのかもしれませんが、社会主義国家ですよね。そういう国家体制は、今後投資するときのリスクとして、法が整備されているので認識なくていいものなのではないでしょうか。社会主義国家に投資したり、ビジネスを行ったりする場合に気を付けなくてはいけない問題があるようでしたら、教えていただきたいと思えます。

(リエン) 大変センシティブな質問です。新憲法には「市場経済を応用しながら、社会主義の方向性を厳守する」という文言があります。簡単にご説明すると、社会主義型市場経済というのは、市場に関するものは市場に任せるけれども、政策を通じて政府あるいは国家が社会公平性を守るという観念です。その意味で、投資家の方々の扱いは市場経済と全く変わりません。税も負ってもらい、税金は先ほど私が申し上げた社会公平性を保つために政府が処理します。

(小幡) 社会主義国には中国とベトナムの2カ国ありますが、社会主義国だからということで投資先として外すことは、恐らく中国、ベトナムについてはないのではないかとと思えます。むしろ、いろいろな要素にばらしていったら、消去法でベトナムが残るとよくいいます。例えば、中国を含めてASEAN諸国の中で、ベトナムは政治的な安定性、治安の良さがあります。また、マクロ経済が非常に安定していて、貿易収支がここ最近はかろうじて黒字ですし、消費者物価上昇率も1桁に落ち着いています。ASEAN諸国にはそれぞれの国でいろいろな事情がありますので、人材、国内市場の大きさ、親日感情などいろいろな諸要素を順番に見ていくと、消去法で意外にベトナムが残るという形で選ばれているのではないかと思っています。国家体制だけで言うと、それぞれの国が課題を抱えていると思えますので、そういう要素の一つとして、確かに社会主義体制であるということはあるかもしれませんが、やはり治安の良さやマクロ経済の安定ぶりは、他の国に比べてかなり優位に立っているのではないかと、私は考えています

(司会) 以上で今回の国際民商事法金沢セミナーを終了させていただきたいと思えます。

皆さま、長時間にわたり大変ありがとうございました。講師をお務めいただいた皆さんに対し、今一度大きな拍手をお願いします。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野